

森林整備課所管分「積算基準類の改訂について（森林整備）」

1. 適用歩掛表について

令和7年4月1日以降の取り扱いについて

図 書 名	備 考
令和6年版 治山林道必携(積算・施工編)	発行：(一社)日本治山治水協会・日本林道協会
令和6年版 治山林道必携(調査・測量・設計編)	発行：(一社)日本治山治水協会・日本林道協会
令和6年度 設計標準歩掛表(一般共通編)	山口県(土木建築部)
令和6年度 設計標準歩掛表(業務編)	山口県(土木建築部)
治山事業の手引き(設計施工編)(注1)	※各事務所閲覧コーナー(長門・柳井を除く)
林道事業設計積算基準(注2)	※各事務所閲覧コーナー(長門・柳井を除く)
設計積算資料(森林土木関係)(注3)	※各事務所閲覧コーナー(長門・柳井を除く)

「令和6年版 治山林道必携(調査・測量・設計編)」については一部、令和7年4月1日改正版を適用しています。適用箇所は別紙1を参照。

令和6年版 治山林道必携 調査・測量・設計編

別紙1 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について

注) 別紙以外の国(林野庁)の令和7年度改正内容(歩掛等)については、一部を除き、例年どおり10月改訂を予定しています。

林野庁HP(積算基準関係)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html

※令和6年版 治山林道必携(積算・施工編)については、「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式 試行実施要領」等の関係通知を用いて、森林整備保全事業積算要領等による積上げ方式と組み合わせた積算を適用しています。

※その他の適用については、「設計積算資料(森林土木関係)」に記載しています。

※注1、注2、注3については、以下の場所で公表しています。

発注時期での最新版を適用しています。

公表場所：岩国、周南、山口、美祢、萩の5農林水産事務所及び下関農林事務所

改

正

後

第3部 測量業務

第1章 測量業務積算基準

1－1・1－2 （略）

1－3 測量業務費の積算方式

1－3－1 測量業務費

測量作業費＝（直接測量費）＋（間接測量費）＋（一般管理費等）
＝（直接測量費）＋（諸経費）
＝{（直接測量費）－（成果検定費）}×{1＋（諸経费率）}＋（成果検定費）

1 （略）

2 諸経費

測量作業に係る諸経費は、表1－1により直接測量費（成果検定費を除く。）毎に求められた諸経费率を、当該直接測量費（成果検定費を除く。）に乗じて得た額とする。

表1－1 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く。)	50 万円以下	50 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(注) 1 の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	95.8%	288.50	－0.084	61.4%

(注) 1・2 （略）

3 （略）

1－3・1－4 （略）

現

行

第3部 測量業務

第1章 測量業務積算基準

1－1・1－2 （略）

1－3 測量業務費の積算方式

1－3－1 測量業務費

測量作業費＝（直接測量費）＋（間接測量費）＋（一般管理費等）
＝（直接測量費）＋（諸経費）
＝{（直接測量費）－（成果検定費）}×{1＋（諸経费率）}＋（成果検定費）

1 （略）

2 諸経費

測量作業に係る諸経費は、表1－1により直接測量費（成果検定費を除く。）毎に求められた諸経费率を、当該直接測量費（成果検定費を除く。）に乗じて得た額とする。

表1－1 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く。)	50 万円以下	50 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(注) 1 の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	91.2%	371.23	－0.107	51.7%

(注) 1・2 （略）

3 （略）

1－3・1－4 （略）